

豊川市監査公表第16号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年5月24日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	奥	澤	和	行

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(福祉部福祉課)

監査実施期間 令和4年 9月16日から
令和4年10月18日まで

豊川市監査公表第5号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書とし、補助金等の交付決定通知をもって補助金等の額の確定通知としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条及び第14条の規定について必要な事項を明記し、適正な要綱となるよう改正された。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付要綱について、豊川市補助金等に関する規則第13条の規定で定める実績報告書の提出に関する記載及び第14条の規定で定める補助金等の額の確定通知に関する記載がなかったため、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書に代え、補助金等の交付決定通知をもって補助金等の額の確定通知に代えることを明記し、適正な要綱となるよう改正した。</p> <p>要綱は、令和5年4月1日施行とした。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和5年5月11日現在のものである。